

急速充電器更新設計業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

第1 業務の目的

平成27年1月に本庁舎及び橿原総合庁舎に電気自動車用急速充電器を設置しているが、設置から9年以上経過しており、故障等が発生している。

電気自動車ユーザーの利便性向上を図るため、国が施行している「充電インフラ整備促進に向けた指針」に基づき、更新する急速充電器の設計を行う。

第2 一般事項

1 委託業務名

急速充電器更新設計業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

3 委託金額

7,106千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う

4 プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の調査・企画力を、「提案」を通して評価し委託業者を選定するものであり、調査等の業務は必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

5 問い合わせ先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎主棟2階
TEL：0742-27-8016 FAX：0742-27-5280
E-mail：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

第3 業務の内容

1 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成すること。

2 急速充電器の状況・周辺調査

国の考え方・方針等、履行場所に設置する急速充電器の設計を行うにあたり必要となる情報の整理を行うこと。また、必要に応じて独自調査・関係機関・部署へのヒアリング等を行うこと。

(1) 充電器設置のために必要となる情報（想定）

- ① 更新する急速充電器の仕様
- ② ①の仕様を満たす想定機器
- ③ 設置にあたっての必要となる施工図面等
- ④ 設備費用・工事費用（算出にあたっては、国等の補助金も考慮すること）
- ⑤ 更新スケジュール（令和7年度中の設置を想定）
- ⑥ 設置にあたり考慮が必要となる関係法令等
- ⑦ 設置後の運用・メンテナンス等について
- ⑧ その他特記事項

(2) 調査一例

- ① 既存充電器の現況調査（電気設備容量や配線の整理）
- ② 履行場所周辺に設置している急速充電器の使用状況調査
- ③ 急速充電器メーカーへの聞き取り調査

3 導入急速充電器の設計

上記2で検討した内容をもとに、導入する急速充電器について設計すること。

4 打ち合わせ・協議および報告書の作成

打ち合わせ・協議は、4回程度とし、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ、双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめること。

※内容の詳細は、急速充電器更新設計業務委託仕様書を確認してください。

第4 参加資格

単独または共同提案によるものとします。

1 単独提案の場合

次に掲げる(1)から(7)のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目Q4（検査・分析・調査業務）で登録している者、又は建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）による奈良県建設工事等競争入札参加資格者のうち、「建設コンサルタント」に登録している者であること。

- (7) 国または地方公共団体と過去 10 年間(平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)に電気自動車用充電器の導入調査業務もしくは電気自動車用充電器の設計業務の履行実績を有していること。

2 共同提案の場合の資格等

- (1) 必ず幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押した共同企業体委任状及び共同体協定書を提出すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とする。
- (2) 幹事者及び構成員は、他の構成員が行う行為に対しても連帯してその責を負うこととする。
- (3) 各事業者は複数の共同提案に参加することはできない。また、共同提案に参加しながら自らが単独で提案を行うことはできない。
- (4) 幹事者及び構成員の変更は、原則としてできない。
- (5) 幹事者は 1 (1)～(7)、構成する各事業者は 1 (1)～(6)に該当すること。

第 5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、提出期限必着とします。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）します。要件を満たさない団体については企画提案書を提出することはできません。

1 参加申込書（様式 1～様式 3）の提出

(1) 提出期間

令和 6 年 6 月 28 日（金）から令和 6 年 7 月 12 日（金）まで
（開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係
〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

- ・参加申込書【様式 1】 1 部
- ・事業者概要【様式 2】 1 部
- ・業務実績【様式 3】（第 4 の 1 (7)に記載の業務について） 1 部

2 提案書の提出

(1) 提出期間

令和 6 年 7 月 12 日（金）から令和 6 年 7 月 19 日（金）まで
（開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

TEL : 0742-27-8016 FAX : 0742-27-5280

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

- ① 企画提案書（表紙のみ指定様式【様式 4】、その他、A4 用紙 5～10 枚にまとめる。参考資料の添付可。）

急速充電器更新設計業務委託に係る実施方法に関し、以下の(ア)～(ウ)について、具体的に記載してください。

(ア) 急速充電器の状況・周辺調査

(イ) 更新する急速充電器の仕様の検討

(ウ) 更新する急速充電器の設計

- ② 事業者概要（様式自由）

会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された事業者概要書を提出してください。

- ③ 実施体制（様式自由）

業務の実施体制について、管理技術者、担当者等を明記し、各人の過去の業務実績及び所有資格等を記載ください。

- ④ 受注実績（様式自由）

上記「第 4 参加資格」の(1)⑦の業務実績を記載し提出してください。

- ⑤ 見積書（様式自由、内訳明記）

費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。

(5) 提出部数

上記(4)①～⑤の提出部数については、正 1 部、副 5 部とします。

※正本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。

第 6 質問及び回答

1 受付期間

令和 6 年 6 月 28 日（金）から令和 6 年 7 月 9 日（火）まで

（開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。）

2 質問方法

質問書【様式 5】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）。

3 提出先

第 5. 1 (2) の提出場所と同じ。

4 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和6年7月10日（水）午後5時までに、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

第7 委託事業者の選定

1 プロポーザル選定評価委員会（以下、評価委員会という。）におけるヒアリングの実施

(1) 開催日時等

参加申込者に対して別途通知します。

(2) 開催方法

オンライン形式で実施します。

※オンライン形式での評価委員会では、事業者の名称を伏せて参加すること。

※評価委員会におけるヒアリングは先に提出された提案書のみにより実施し、パワーポイント等のスライドの共有はできません。

※参加URLは、開催日時等と併せて通知します。

(3) 審査

別表の「急速充電器更新設計業務委託事業者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

(4) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知します。

第8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。

第9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

1 最優秀提案者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- 3 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 3及び4に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第10 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第9 契約の不締結」の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第9 契約の不締結」の1、3、4及び5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第11 留意事項

1 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

2 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

3 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

4 提案等にかかる費用負担

提案書類の作成、提出等に要する費用は各参加者の負担とします。

5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記「第4 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。

- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

6 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

7 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第2 一般事項」の「5 問合せ先」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

8 再委託等の禁止

受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではありません。

9 遵守事項

平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ① 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - ② 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

10. その他

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月 25 日奈良県規則第 14

号) に従うものとします。

別表

急速充電器更新設計業務委託事業者評価基準

評価項目		評価基準	配点
(1) 企画提案力 (配点 50 点)	業務理解度	①事業趣旨を的確に捉えているか	5 点
	調査及び評価・分析の手法・進め方	②調査及び評価・分析の目的・対象・手法が明確であるか	10 点
		③合理・客観的根拠を備えているか	5 点
		④地域特性を踏まえた提案がなされているか	10 点
		⑤国等の最新の動向を踏まえた提案がなされているか。	5 点
アウトプットのイメージ	⑥具体的な内容を提示しているか	15 点	
(2) 業務遂行力 (配点 40 点)	業務実施体制	⑦実施体制の充実度 ・実績を有する人材の配置できるか	15 点
		⑧スケジュール ・適切かつ具体的な工程か	10 点
	業務実績	⑨過去の業務実績 ・過去 5 年以内に十分な実績があるか	15 点
(3) 見積価格 (配点 10 点)		⑩所要経費の効率・妥当性はあるか	10 点
合計			100 点

※各選定委員は、提出書類に基づき、上記の項目について評価する。

※各選定委員の評価点数の総得点が最も高いものを委託（契約）業者とする。ただし、各選定委員の評価点数の総得点が 6 割未満である場合は、契約者として選定しない。

※審査の結果、評価点が高同点の場合は、「企画提案力ー業務遂行力ー見積価格」の順で、各選定委員の評価点数の総得点が高いものを委託（契約）業者とする。

※提案者が 1 者の場合は、評価点の総得点が 6 割以上で、かつ契約の相手方として適当であると委員会で承認されたものについては、当該提案者を契約者として選定することとする。